

京都市告示第 265 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 16 年 8 月 9 日

京都市長 榎本頼兼

道路の種類	路線名	区間
一般市道	仁王門通	左京区南禅寺草川町 30 番地の 7 地先から 左京区北門町 489 番地の 3 地先まで

(建設局道路部道路管理課)